

第48号様式(第42条)

横浜市 指令第 号
年 月 日

措 置 命 令 書

住 所

氏 名

様

〔 法人の場合は、名称・
代表者の氏名 〕

横浜市長

印

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 の規定に基づき、次の措置をとることを
命じます。

1 措置の内容

2 履行期限

3 理 由

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 に掲げる場合に該当することとな
った場合には、同法 の規定により、横浜市長が当該措置の全部又は一部を講じ、
当該措置に要した費用を徴収することができます。

この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60
日以内に、横浜市長に異議申立て をすることができます。
神奈川県知事に審査請求

(A4)